

## 令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：生産局畜産部牛乳乳製品課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		<品名> 乳製品（関税暫定措置法別表第1の6及び第1の7に掲げられた物品） <制度名> 特別緊急関税制度								
改正要望の内容		<input type="radio"/> 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第7条の3第1項及び第7条の4第1項 <input type="radio"/> 具体的な内容 「令和3年3月31日まで」とされているものを1年延長する。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		(該当なし)								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		施行期日：令和3年4月1日 適用期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日								
改正を要望する品目 又は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>特別緊急関税制度は、輸入基準数量を超える、又は発動基準価格を下回る輸入について、追加関税を課すことにより、同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える損害を緩和することを目的としている。</p> <p>また、同制度は、WTO・農業に関する協定第5条に基づき、「改革過程の期間中、効力を有する」暫定的な措置として位置づけられている。</p> <p>② 問題点</p> <p>我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。</p>								
改正の必要性と目的 達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、一定数量を超える輸入、又は一定価格を下回る金額での輸入が、本邦の産業に与える損害を緩和する必要がある。</p> <p>特別緊急関税制度の維持以外に、一定数量を超える輸入、又は一定価格を下回る金額での輸入が、本邦の産業に与える損害を緩和する手段として、補助金等を利用した国産乳製品の価格支持が考えられるが、新たな財政負担が必要となることから、本制度の維持が最も効率的である。</p>								

令和3年3月31日で関税暫定措置法の期限が終了するが、引き続き、一定数量を超える輸入、又は一定価格を下回る金額での輸入が、本邦の産業に与える損害を緩和する必要があるため、改正を要望するものである。

② 改正目的達成予定時期

国産品が十分な国際競争力を確保した時点。

改正の効果と妥当性

① 改正によって期待される効果

依然として大きな内外価格差が存在する中、本関税率・制度の適用により、新たな財政負担なく本邦の産業に与える損害を緩和することができる。

【平成31年度における発動実績】

数量 SSG 5回、価格 SSG 1回

(参考) 国産品と輸入品との間に存在する内外価格差

(脱脂粉乳)

	国産品価格(税抜)	輸入品価格	内外価格差
28	650円/kg	265円/kg	2.5倍
29	663円/kg	257円/kg	2.6倍
30	665円/kg	233円/kg	2.9倍
R1	660円/kg	294円/kg	2.2倍

資料：国産品価格：大口需要者価格（農林水産省）

輸入品価格：貿易統計（CIF価格）（財務省）

関税番号（0402.10-110, 121, 129, 211, 212, 221, 222）  
 （0402.21-211, 212, 221, 222）  
 （0402.29-211, 220, 291）

(バター)

	国産品価格(税抜)	輸入品価格	内外価格差
28	1,254円/kg	392円/kg	3.2倍
29	1,272円/kg	660円/kg	1.9倍
30	1,286円/kg	636円/kg	2.0倍
R1	1,279円/kg	580円/kg	2.2倍

資料：国産品価格：大口需要者価格（農林水産省）

輸入品価格：貿易統計（CIF価格）（財務省）

関税番号（0405.10-110, 121, 129, 210, 221, 229）  
 （0405.20-010, 090）  
 （0405.90-110, 190, 210, 221, 229）

② 改正によって生じうる影響

—

	<p><b>③ 改正の妥当性</b></p> <p>特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置の代償として導入されたものであり、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に関税率の引き上げを行う措置は、輸入急増時等の安全弁として、国際約束において認められた措置であることから、引き続き本制度が必要である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p><b>① 本要望に関連する政策評価</b></p> <p>—</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b></p> <p>—</p> <p><b>② 政府方針と改正の関係</b></p> <p>以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。</p> <p><b>【農業競争力強化プログラム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策</li> <li>・ 13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革</li> </ul> <p><b>④ 関連措置</b></p> <p><b>【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を総合かつ計画的に推進するための措置</li> <li>・ 酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度</li> <li>・ 上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置</li> </ul>

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税制度、課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税制度は、平成7年度に導入されて以降、現在まで延長されている。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>上記の「改正によって期待される効果」のとおり、新たな財政負担なく本邦の産業に与える損害を緩和することができた。</p>